

簡易な修繕工事の登録申請について

- 伊東市内に主たる事業所を有する者
- 伊東市が発注する100万円未満の修繕工事
- 登録期間 最長2年（2年更新）
2024年4月1日から2026年の3月31日まで
- 受付期間 （定時） 西暦偶数年 2月1日～末日
（追加） 西暦奇数年 2月1日～15日
毎年 9月1日～10日
- 提出書類
（証明書は3か月以内に発行されたものに限る。写し可）
 - 簡易な修繕工事参加登録申請書
 - 誓約書
 - 納税証明書（伊東市が賦課する市税の全て）

下記のうち、該当するものを提出（令和5年度分）	
法人の場合	個人事業主の場合
法人市民税(直近事業年度分) 法人固定資産税 ※2 法人軽自動車税 代表者の市県民税 ※1 代表者の固定資産税 ※2 代表者の国民健康保険税 代表者の軽自動車税	代表者の市県民税 ※1 代表者の固定資産税 ※2 代表者の国民健康保険税 代表者の軽自動車税

※1 代表者に市県民税の賦課がない場合は非課税証明書

※2 共有分は除く

第1期納期

固定資産税	4月末	市県民税	6月末
軽自動車税	5月末	国民健康保険税	7月末